（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

南アフリカ共和国	モザンビーク
ランド	メティカル
200	563
50	141
133	376
33	94
17	47
17	47

を

南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク
ランド	ウギア	メティカル
200	6,700	563
50	1,700	141
133	4,400	376
33	1,100	94
17	600	47
17	600	47

に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○外務省令第十六号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

外務大臣　岡田　克也

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「在モザンビーク日本国大使館」を「在モーリタニア日本国大使館　在モザンビーク日本国大使館」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百二十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第一号及び第五項並びに第四十九条の二十九第五項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百五十一号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十四日

総務大臣　原口　一博

第一項第一号㈢、第二号㈢及び第三号㈢中「基地局へ送信する場合」を「陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合」に、「陸上移動局から陸上移動局（中継する場合」を「基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合」に改める。

第一項第四号の表及び同表注2中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、同表注3を次のように改める。

3　陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置は、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

第一項第五号㈢中「基地局へ送信する場合」を「陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合」に、「陸上移動局へ送信する場合」を「基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合」に改める。

第一項第六号を次のように改める。

6　送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

㈠　基地局の送信装置

(1)　チャネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）五MHz及び（±）一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

㈡　陸上移動中継局の送信装置　基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、㈠の規定を適用する。

第一項第八号中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、「又は陸上移動中継局」を「、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）」に改め、同項に次の二号を加える。

9　陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10　陸上移動局（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

㈠　送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。